事　務　局　規　程

第１章　総　　則

第１条　この規程は、一般社団法人徳島県サッカー協会（以下「協会」という）定款第５１条第４項の規定に基づいて設置された本協会事務局に関することを定める。

第２章　構成及び会務

第２条　事務局は事務総長、事務局次長及び事務局員によって構成し、次の業務をそれぞれ分担し処理する。分担は事務総長が決定する。

１　庶務事項

①　総会、理事会、常務理事会その他他の部署に属さない会議に関する事項。
②　文書の収受、発送、保存に関する事項。
③　本協会主催・主管の試合記録の保存と関係先への通知に関する事項。
④　会印、職印の管理に関する事項。
⑤　定款、その他諸規則・諸規程に関すること。
⑥　職員の勤務、研修、厚生に関すること。
⑦　事務所、専用駐車場等の管理に関すること。
⑧　事務連絡会議の準備と出席。
⑨　重要業務の会長、専務理事への報告・連絡・相談。
⑩　その他必要な事項。

２　会計事項

①　経理、予算、決算、募金に関すること。
②　職員の給与及び役員の旅費・業務手当等に関すること。
③　入出金に関するすべての証拠書類の保管に関すること。
④　徳島ヴォルティス支援のための経理・事務に関すること。
⑤　その他必要な事項。

３　企画運営事項

①　各委員会等との協調。
②　本県で実施される全国大会、四国大会の企画運営に関すること。
③　本県で行われる特別大会（国際試合、天皇杯、プレシーズンマッチ等）の企画運営に関すること。
④　（公財）日本サッカー協会、（一社）四国サッカー協会、郡市サッカー協会との連絡調整に関すること。
⑤　立法、行政、司法の各機関の運営及び調整

第３章　職員の職責

第３条　事務総長は、局務を掌理するとともに、主たる職務は以下のとおりとする。

１　協会の財務管理
２　事務局職員の労務管理
３　社員総会、理事会等の法定施行の実施
４　社員総会、理事会、常務理事会及び司法機関の運営
５　三権並びに各委員会間の連絡調整
６　その他必要事項

第４条　事務局次長は、事務総長の補佐役となり、所管の事務に従事する。

第５条　事務局員は、事務総長、事務局次長の補佐役となり、所管の事務に従事する。

第４章　事案の専決

第６条　会長が決済する事案は、次のとおりとする。

①　協会運営に関する重要方針の確定に関すること。

②　予算編成及び決算に関すること。
③　職員の任免、懲戒、表彰、服務及び給与に関すること。
④　10万円を超える支出、契約並びに予算の流用に関すること。
⑤　協会の寄付行為及び諸規定に関すること。
⑥　特に重要な事項に関する報告、答申、副申に関すること。
⑦　特に重要な公表、申請、照会、回答、諮問及び通知に関すること。

第７条　専務理事が決済する事案は、次のとおりとする。
①　重要な事項に関する報告、答申、副申に関すること。
②　重要な公表、申請、照会、回答、諮問及び通知に関すること。
③　重要な情報及び宣伝に関すること。
④　所属職員の出張、休暇に関すること。
⑤　10万円未満の支出、契約並びに予算の流用に関すること。
⑥　前各号に準ずる重要な事項に関すること。

第８条　事務総長が決済する事案は、次のとおりとする
①　軽易な事項に関する報告、答申、副申に関すること。
②　軽易な公表、申請、照会、回答、諮問及び通知に関すること。
③　軽易な情報及び宣伝に関すること。
④　5万円未満の支出、契約並びに予算の流用に関すること。
⑤　その他事務処理に付随して生ずる定例的又は軽易な事務の処理に関すること。

補　　則

第９条　会務の円滑な遂行と報告・連絡・相談体制を強化するため、原則として月に１回事務局において「事務連絡会議」を行う。会議の出席者は会長、専務理事、事務総長、事務局次長、事務局員とし、必要に応じて担当役員の出席も認める。

第10条　この規程に定めるもののほか、事務の処理に関して必要な事項は、事務総長が定める。

附　　則

この規程は、平成１７年８月１日から施行する。
この規程の改正は、平成２０年５月１日から施行する。
この規程の改正は、平成２８年４月１日から施行する。